

## 学校組織の見直しに関する検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、学校組織の現状における課題を明らかにし、組織の在り方を見直すことを通して、よりよい学校づくりを進めることを目的として「学校組織の見直しに関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置するとともに、検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 検討委員会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、教育関係者や民間等の有識者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。
- 3 検討委員会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって決定する。
- 5 会長は、検討委員会の会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期等)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）の進行は会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議には、教育長及び教育次長が出席して意見を述べるができる。

### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。